

日 EU 規制協力に関する共同提言 概要

2016年12月13日
一般社団法人 日本経済団体連合会
ビジネスヨーロッパ

I. 日 EU EPA/FTA と規制協力

- 経団連とビジネスヨーロッパは、非関税措置に関し、日 EU 双方にメリットのある解決策を見出すために業界対話を促進
- 日 EU 間協力をより高いレベルにギアチェンジすべく、規格・基準の調和や相互承認等の規制協力を進め、シームレスなビジネス環境を追求していくべき
- 日 EU 双方の関係省庁の関与のもとで規制協力を推進する仕組みを EPA/FTA に盛り込むことが必要
- 規制協力の制度的基盤となる日 EU EPA/FTA に、できる限り早期に、かつ十分に野心的なレベルで合意すべき
- 政治のリーダーシップのもと、関係省庁が下記の規制協力をすべての産業分野において一体的に実施すべき

II. 分野横断的な協力

1. 規制・制度の整合性・透明性の確保

- 規制の策定にあたり、他方の規制手法、関連する国際基準、日 EU 間の貿易投資への影響等を考慮
- 新規制の導入あるいは既存規制の改変を行う場合、他方に対してそれを科学的・技術的データとともに通報・協議し、早期に意見照会を実施

2. 規格・基準の調和・相互承認

- 規制目的が一致する場合、国際的なレベルで規格・基準を策定
- 相互の規格・基準を調和。関連する国際規格が存在する場合、双方でこれを適用するとともに国内の規則に反映
- 規格・基準の統一や調和が困難な分野については相互承認を推進

3. 継続的な規制協力のための仕組み

- 日 EU EPA/FTA においては、日 EU 双方の規制当局、産業当局などの関係省庁の代表から構成される規制協力推進のための仕組みを規定
- 上記の仕組みが政治のリーダーシップのもとで所定の機能を十分に果たすよう、日 EU 双方の閣僚が関与するとともに、企業の声を最大限反映

III. 個別分野の規制協力

1. 各業界における規制協力〔詳細は本文参照〕

(1)自動車、(2)化学、(3)ICT、(4)医療機器、(5)医薬品、(6)繊維、(7)その他（鉄道、食品）

2. 個別事項に関する規制協力

(1) 越境データフロー

- 個人情報の日 EU 間の自由な越境移転を相互に確保する合意の実現に向けて努力

(2) 欧州特許制度の統一

- 欧州統一特許制度、統一特許訴訟制度への EU 全加盟国の参加を働きかけ

(3) 模倣品・海賊版への対策

- 不正行為や被害状況を把握し予防と対策を実施するために税関同士の連携等を強化

(4) EU の紛争鉱物規則への対応

- 企業に過度の負担をもたらすことがないよう実効性の高いルールとすべく、日 EU の産業界が協力